

宅地開発等に係る事前協議整理簿

1.整理番号 第 号

2.確認年月日 令和 年 月 日

3.事業場所 松戸市

4.事業目的 (該当に○)

①共同住宅	②戸建分譲	③その他
☐	☐	☐

5.事業区分 (該当に○) ①都市計画法29条 ②宅地造成等規制法 ③宅地開発条例 ④都市計画法43条
※上記事業区分は宅地開発事業等に関する事前相談書(住宅政策課提出)に基づくものとする

6.事業者
住所 _____

氏名 _____

7.代理人
住所

氏名 _____ (担当者)

連絡先 — — 連絡先 (担当者) — —

・協議経過書を交付する為の事前協議を行うにあたり、必要な書類は、下記の「8.添付(必要)書類」となります。

・「8.添付(必要)書類」の確認において、書類に不足(不備)がある場合(確認のチェックが入っていないものがある場合、ただし、関係境界確定図については、「8.添付(必要)書類」に記載の通り)、事前協議を行うことができません。

・協議経過書の交付については、「8.添付(必要)書類」がすべて整い、職員による確認が完了した後となります。

8. 添付
(必要)
書類

確 認 【 】内の年月日は確認された日付

□ 1.案内図 【令和 年 月 日】

□ 2.公図(写し) 【令和 年 月 日】

☐ 3.土地利用計画図 【令和 年 月 日】

※協議に必要な事業区域、事業面積、既存及び新設道路形態(幅員)、敷地出入口(有効幅)、駐車スペース、その他形態がわかる図面の記載

【令和 年 月 日】

☐ 4.関係境界確定図 【令和 年 月 日】

※既存道路が境界未確定の場合は協議経過書交付前に既存道路部の境界確定図提出が必要です。(確定図がないと協議経過書が交付できません)

※新設道路及び道路拡幅部がある場合は完了検査前に該当箇所の境界確定図提出が必要です。

□ 5.宅地開発事業等に関する事前相談書 【令和 年 月 日】

※事前協議開始時には住宅政策課の受理印が押されたものがが必要です。

※協議経過書交付前に、住宅政策課の照合印が押されたものがが必要です。

（照合印がないと協議経過書が交付できません）

□ 6. その他() 【令和 年 月 日】

□ 7.その他() 【令和 年 月 日】

□ 8.その他() 【令和 年 月 日】

☐

〔 〕内の記入は職員が行います。

※上記の資料と重複するものがありますが、協議経過書提出の際は「宅地開発事業等に係る道路整備に関する基準」(P15)記載の添付資料が必要となりますのでご留意下さい。

受付者

担当者